静岡県告示第152号

建築士法第15条第１号及び第２号と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件（平成20年静岡県告示第726号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月13日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
１　下表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第１号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者
<table>
<tr><th>（い）</th><th>（ろ）</th><th>（は）</th></tr>
<tr><td>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高
</td><td>
１　下表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期過程にあっては修了）した後、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第１号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者
<table>
<tr><th>（い）</th><th>（ろ）</th><th>（は）</th></tr>
<tr><td>学校教育法による大学又は高等専門学校</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進
</td></tr>
</table>

等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。 ２～５　（略）	法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。 ２～５　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この告示は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成31年４月１日）から施行する。